

## 種苗法改正により、令和4年4月1日から 農研機構登録品種の増殖(\*) には許諾が必要です

農研機構の下記URLで「自家用の栽培向け増殖」の許諾手続きを行います。自家用の栽培向け増殖が必要となる方は、手続き方法や遵守事項をご確認の上ご申請下さい。  
(WEB申請のURLは、令和4年2月に開設予定です。)

(\*)「自家用の栽培向け増殖」とは、登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うこと(改正前の種苗法で自家増殖とされている行為)に加え、登録品種の種芋や親株、苗木から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用すること(従前から許諾が必要な行為)を含みます

対象品目	主な品種	許諾方法等
<ul style="list-style-type: none"> <li>ぶどう</li> <li>カンキツ</li> <li>栗</li> <li>ニホンナシ 等</li> </ul> の果樹	シャインマスカット、クイーンニーナ はるみ、せとか、津之輝、はれひめ ぼろたん、美玖里 あきづき、甘太、秋麗	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webで申請（有償）</li> <li>農研機構から送付する証紙を園地に掲示</li> <li>遵守事項を遵守</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>カンショ</li> <li>イチゴ</li> <li>バレイショ</li> <li>茶</li> </ul>	ベにはるか、クイックスweet おいCベリー、恋みのり こがね丸、インカのひとみ せいめい、さえあかり	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webで申請（無償）</li> <li>遵守事項を遵守</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>稲</li> <li>コムギ</li> <li>オオムギ</li> <li>ダイズ</li> <li>サトウキビ 等</li> </ul>	あきだわら、とよめき、きぬむすめ ネバリゴシ、ミナミノカオリ はるか二条、キラリモチ 里のほほえみ、シュウリュウ Ni23、Ni22	<ul style="list-style-type: none"> <li>農研機構ホームページで遵守事項を確認</li> <li>遵守事項を遵守</li> </ul>

- ★農研機構登録品種は、下記のURLから確認することができます。
- ★権利期間が満了している品種等は、許諾を得る必要はありません。

### <許諾手続きや遵守事項の確認、お問い合わせはこちら>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
知的財産部 育成者権管理課

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

